

第8期東久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）に対するご意見と市の考え方

募集期間：令和2年12月1日（火曜日）から令和2年12月25日（金曜日）まで
意見提出者数：23名

（凡例） 第8期東久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画：「素案」
地域包括支援センター：「包括」
特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）：「特養」

| 項番 | ご意見の概要 | ご意見に対する市の考え方 |
|----|--|--|
| 1 | <p>包括の増設を希望する。骨折をして要支援認定を受けて西部包括を利用した際に、職員がとても忙しそうにしているように感じた。職員は一人ひとり丁寧に、親身になって対応してくれた。包括の数が増えれば、利用者である市民にとっても包括職員にとってもよいのではないかと。</p> | <p>包括の設置については、「市町村の人口規模、業務量、運営財源」とともに、「専門職の人材確保の状況、地域における日常生活圏域との整合性」に配慮することと国から示されております。包括の数を増やすということは、西部包括（西部圏域）も含め、「専門職の人材確保の状況」などをはかり、人員体制整備に大きな負担をかけることを考慮する必要があります。介護職の人材不足は、全国的に深刻な問題となっており、現在のコロナ禍の状況も拍車をかけております。そのため、包括の数や人員数の拡大には慎重な対応が求められます。今後の包括のあり方に関しては、素案54ページのとおり、先進的な取組を行っている保険者の事例を調査するなど更なる情報収集を行うほか、第7期中における検討により抽出された課題や方向性を整理し、深めていくために、介護保険運営協議会での審議を継続し、法的な視点や財政面からの検討を経て、新たな体制の構築に向けた準備を図ることとしております。</p> |
| 2 | <p>誰もが安心して暮らすために特養が不足している。施設建設には、土地の確保から開設まで時間がかかる。現状では老々介護の人が困る。安心できる老後生活のため、特養の建設計画を立てて欲しい。</p> | <p>素案39ページ、市内の特養の整備率は、令和元年度末の北多摩北部圏域の平均が1.60%であるのに対し、本市の整備率は平成29年10月1日現在で1.89%、令和元年度末現在で1.86%となっており、高い水準を維持しております。また、特養整備を検討する際には、運営する事業者とのマッチングが必要です。整備はしたが空床が目立つといったことになれば、経営は成り立ちません。また、100床規模の特養開設時には、介護職等が100人程度、必要になると特養側から伺っております。介護職等が集まらなければ、特養を整備しても運営できません。そういった様々な事情や、バランスも考慮する必要があります。こうしたことから、特養については、入所待機者の状況や職員体制を含めた稼働状況等を把握しつつ、2025年、2040年、さらに先の高齢者数のオフピーク後も見据えた中長期的な視点で、整備の必要性を検討してまいります。</p> |

| 項番 | ご意見の概要 | ご意見に対する市の考え方 |
|----|--|--|
| 3 | 包括は3か所しかない。高齢者人口の増加に備えてもう1か所増やし、施設、職員等体制を整備して欲しい。 | 項番1をご参照ください。 |
| 4 | 保険料の負担は年金生活の高齢者にとって重い負担となっている。介護保険料の所得段階を13から15、16段階まで増やして、所得の高い人の負担を増やしてほしい。 | 保険料に係る事項については、行政手続法第39条第4項第2号に該当するため、パブリックコメントの対象ではありません。 |
| 5 | 高齢者が若い世代とも交流しながらサークル活動ができる場を広げるために、公共施設を増やしてほしい。 | サークル活動等ができる場のご案内については、公共施設、民間施設等様々な施設があり、包括に配置されている生活支援コーディネーターがご相談に応じています。詳しくは各包括に、お電話にてお問い合わせください。また、市内の施設や公園・広場等の屋外施設については、以下の市公式サイト等で情報提供を行っています。 https://www.city.higashikurume.lg.jp/shisetsu/map/index.html |
| 6 | 周辺自治体（清瀬市など）と同様に、保険料の所得段階について高所得者の段階を2～3段階増やし、所得の高い層の上限額を引き上げて欲しい。 | 項番4をご参照ください。 |
| 7 | 年金生活者にとって、保険料は大変重い負担となっている。消費税の負担とともに、コロナ禍で仕事を失った高齢者や第2号被保険者にとっても負担が大きく、軽減が必要ではないか。 | 項番4をご参照ください。 |
| 8 | 特養の入居は現在でも申込みから入居まで3年以上かかるといわれている。高齢者人口増加とともに、身寄りのない人や、様々な困難が重なり家族で介護できない世帯も増えている。施設の新設には設計から完成まで5～6年かかるといわれていることから、第8期計画において新規建設の計画設定を行って欲しい。 | 特養の入所については、申し込みをされた特養において、要介護度や認知症、基礎疾患などの本人の身体の状態、介護者の状況、住居環境の状況等を総合的に評価し、入所を判定するため、入所までに要する期間は多様であると考えます。また、近年整備した特養の整備スケジュールを例にしますと、事業者の選定、東京都との協議、建設・竣工、開設までに3年ほどかかっております。第8期計画における新規建設の計画に対しましては、入所待機者の状況や職員体制を含めた稼働状況等を把握しつつ、2025年、2040年、さらに先の高齢者数のオフピーク後も見据えた中長期的な視点で整備の必要性を検討してまいります。 |
| 9 | 包括は地域の高齢者にとってたよりになる施設である。高齢者人口が今後ピークを迎える中で、高齢者が安心して日常生活を送れるように、又、従事する職員が専門性を発揮できるように、包括を増設して体制の整備を求める。 | 項番1をご参照ください。 |

| 項番 | ご意見の概要 | ご意見に対する市の考え方 |
|----|--|--|
| 10 | 滝山団地は半世紀前の建設で高齢化が際立っている。市は必要な時は電話でも相談可能であると説明するが、本人が心身の衰えを認めない等の場合に、近くに相談できる場所があれば、何気なく一緒に行って相談することが可能であるが、下里まで行くことは難しい。滝山地区に包括を開設して欲しい。 | 項番1をご参照ください。 日常生活圏域についてはご意見として承ります。 |
| 11 | 市の高齢化率は2025年29.4%、2040年35.7%と、都の平均を上回っているとあるが、地域単位での高齢化率はどうか。「在宅療養ガイドブック」を見ながら、80歳を超えた自身の健康と今後を考えている。東久留米市で、老後を、不安なく充実させて過ごすことを希望する。 | 住み慣れた地域で、可能な限り在宅生活を継続したいと希望される方が多いことをふまえ、「在宅療養ガイドブック」の改定や在宅療養の知識の啓発を行うとともに第8期中においても引き続き地域包括ケアシステムを推進していきます。 |
| 12 | 高齢者人口の増加によりひとり暮らしや老々介護の世帯が増加していることから、特養の新規建設を第8期計画に記載して欲しい。 | 項番2をご参照ください。 |
| 13 | 利用者、中でも権利擁護事業の対象者が増えており、相談等に十分に対応できる体制を整えるため、包括の増設を第8期計画に記載して欲しい。 | 項番1をご参照ください。 |
| 14 | 保険料の所得段階は、近隣の清瀬市、西東京市、東村山市、小平市がそれぞれ18段階、17段階、16段階、15段階である。消費税が10%となり、コロナ禍の影響、後期高齢者の医療費窓口負担の2割化も計画されている中、高所得者の所得段階を2～3段階増やして、低所得者の負担を軽減して欲しい。 | 項番4をご参照ください。 |
| 15 | ひとり暮らし、老々介護が増えていることから、特養の増設を計画に記載して欲しい。 | 項番2をご参照ください。 |
| 16 | 金山町には、公園、集会所等が1つもない。自主サークルなど公共施設で活動している高齢者がたくさんいることから、フレイル予防のためにも施設を作って欲しい。 | 項番5をご参照ください。 なお、金山町には「かなやま第二広場（金山町2-1外）」等の公園・広場が整備されており、近隣の上の原、氷川台、大門町、新川町にも公園・広場のほか、東部地域センター等の施設が整備されています。 |
| 17 | 高齢者の75歳以上の医療機関の窓口負担を2割にするのをやめ、1割負担にしてほしい。 | 後期高齢者医療保険制度に係る施策については、高齢者福祉計画・介護保険事業計画にいて定める事項ではありません。本計画に直接関係のない施策等に係るご意見については、回答は差し控えます。 |
| 18 | 高齢者が増えたことに伴い、包括の利用者が増えている。権利擁護の対象者は相談内容が複雑化しているそうである。職員等の体制を整備し、相談に応じることが必要であるので、是非増設して欲しい。 | 項番1をご参照ください。 |
| 19 | 自主的なサークル活動など健康づくりに心がけ活動している高齢者は多いが、活動したくても公共施設が少なく活動できないことがある。介護予防のためにも、空家活用等を検討し、活動ができる場所を増設して欲しい。 | 項番5をご参照ください。 空家活用等については、ご意見として承ります。 |

| 項番 | ご意見の概要 | ご意見に対する市の考え方 |
|----|--|---|
| 20 | 介護利用者への介護のための訪問時間は介護報酬の対象としては認められず、介護に携わる時間だけが対象となっているが、これでは介護従事者が定着しない。介護従事者の処遇改善のため、国へ意見を要望して欲しい。 | 令和3年度の介護報酬改定については、令和2年3月以降、厚生労働省の社会保障審議会介護給付費分科会において審議が重ねられ、12月に基本的な考え方と、それを踏まえた主な改正内容が審議報告として示されたところです。今後も、国の動きを注視するとともに、必要な情報提供を引き続き行います。 |
| 21 | 近隣市の介護保険の所得段階数は18段階から15段階となっている。所得の低い層を抑え、高い層の段階を増やしている。当市は13段階となっており、年金のみの高齢者にとって保険料は重い負担となっている。所得が高い層への負担を増やすように、所得段階を3～4段階増やし、できるだけ低所得者層の軽減を図ってほしい。 | 項番4をご参照ください。 |
| 22 | 特養待機者数を減らすため、特養の新規建設を計画して欲しい。離職しなければならない家族もいる。民間による有料老人ホームに頼ることなく検討して欲しい。 | 東京都が所管する特養や介護付き有料老人ホームなどは広域的な施設であり、東久留米市以外に居住する方も入所（入居）ができ、逆に、市外にあるこうした施設に市民の方の入所（入居）が可能です。また、こうした有料老人ホームの中には、介護度のない方、軽度の方の入居が可能な施設もあります。高齢者の居住の安定確保という国の指針において、施設入所を希望される方の多様なニーズに合うような施設の選択肢が増えたとも考えます。 |
| 23 | パブリックコメントの意見が計画に反映できるようお願いしたい。 | 東久留米市パブリックコメント手続要綱（平成21年訓令乙第7号）に、いただいた意見を「考慮しなければならない」と規定されていることをふまえて計画を策定します。 |
| 24 | 包括は地域住民の最後のよりどころとしてたよりになる存在であることから、職員の増員又は3か所しかない包括をもう1～2か所増やすなどの対策を取らないと、きめ細かい支援はできなくなる。 | 項番1をご参照ください。 |
| 25 | 介護予防・フレイル予防の事業については、市が大人数の事業を主催しなくても、個人やグループでの通いの場を保障して欲しい。小山地区には町会会館もなく、活動する場所の確保が難しく、公共施設は抽選に外れると思うような場所も取れず、不満を聞いている。安い料金で個人やグループが活動できる場が必要だ。 | 項番5をご参照ください。 なお、小山については、介護予防・フレイル予防の体操等を実施できる屋外施設としては、小山台遺跡公園等の大小様々な公園・広場等が整備されています。 |

| 項番 | ご意見の概要 | ご意見に対する市の考え方 |
|----|---|---|
| 26 | <p>成年後見人については、新聞広告等でみると利用する際の費用が高い。社会貢献型後見人の養成支援について計画に記載されているが、子供や親族が遠方に住んでいたり、いなかったり、友人知人にも頼みにくい等、いろいろな事情のある方がいると思われるので、市がこのような制度を整備してくれたら安心して利用できるようになると思う。</p> | <p>成年後見人の報酬については、ご本人の資力に応じて家庭裁判所が決定しています。成年後見制度の利用促進の取組については、①中核機関の設置、②市長申立・報酬助成・後見人候補者のマッチング、③社会貢献型後見人の養成・支援について記載（素案50ページ）しています。</p> |
| 27 | <p>保険料の負担が各市町村によって違うのがおかしい。不公平感が増す。国の事業として、もっと国庫からの補助が必要である。</p> | <p>介護保険事業の保険者が市区町村であること及びその財源の構成については、介護保険法等において定める事項であり、市町村介護保険事業計画において定める事項ではありません。本計画の記載事項ではない事項に関するご意見については、回答は差し控えます。</p> |
| 28 | <p>介護保険料の所得段階数が近隣市に比べて少ない。今の13段階から、15～16段階に増やしてほしい。所得の高い層を増やし、所得に応じた負担をお願いしたいが、コロナ禍で支払のできない人が増えるのではないかと心配している。</p> | <p>項番4をご参照ください。</p> |
| 29 | <p>特養待機者が282名となっている。現に待機者がおり、今すぐ必要としている人が明日にでもと望みをかけながら待っている。高齢者人口が減少していくからという理由は、今、困難を抱えた人には何ら希望する手立てが尽くされないことになる。この時期に生きている不運だから、特養の建設を進めないというのは納得がいかない。特養の建設を計画に記載して欲しい。</p> | <p>特養の入所指針は、平成27年度に国において 介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、より重度の要介護状態の方が優先的に入所できるよう、原則として要介護3以上とする見直しがありました（特養以外の施設に関しては、項番22をご参照ください）。一方で、市では、包括の総合相談窓口のほか、在宅で医療や介護が受けられる環境を整備するため、在宅医療介護連携推進協議会を設置し、相談窓口を開設しております。また、認知症家族介護者の支援のため、認知症初期集中支援チーム事業を運営しております。市では、介護に関する多様なニーズを支援するため、特養などの施設と在宅のサービスの基盤整備を計画的に行ってまいります。</p> |
| 30 | <p>包括の業務が増加しているとのことである。包括の増設や必要な専門職等の人材を配置して欲しい。</p> | <p>項番1をご参照ください。</p> |
| 31 | <p>高齢者が利用できるサービスの選択肢が広がって充実してきた面もあるかもしれないが、利用料、利用者負担が大きく、負担を招いているとすれば安心して利用できない。所得段階数を増やして、所得に応じた負担として欲しい。</p> | <p>項番4をご覧ください。</p> |
| 32 | <p>包括の増設と人員配置の強化が必要である。包括は高齢者や家族にとって頼りになるところである。特に西部地域は相談件数が多いと聞くので、増設が必要である。</p> | <p>項番1をご参照ください。 日常生活圏域についてはご意見として承ります。</p> |

| 項番 | ご意見の概要 | ご意見に対する市の考え方 |
|----|---|--|
| 33 | 特養待機者が300名近くいる。高齢者が増えており、安心して暮らすためには、特養が必要である。開設まで時間がかかるので、早期に計画を立てて欲しい。 | 項番2をご参照ください。 |
| 34 | 東久留米市は近隣に比べ、介護保険料の所得段階数が少ない。保険料は年金生活者にとっては重い負担になっている。今の13段階から16段階に増やして欲しい。 | 項番4をご参照ください。 |
| 35 | 高齢者が増え、老々介護やひとり暮らしの家庭が多くなっている。近所づきあいも減り、家族も近くに住んでいない人も多い。暮らしに困っていても相談できなかつたり、その術さえ知らないような人を見受け、心を痛めている。孤独死につながらないように、市として実態を把握し、手立てを講じて欲しい。 | 一人暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の方の在宅生活の不安や孤立感等を解消するために、包括の職員が直接自宅を訪問し、聞き取りを行う「高齢者あんしん生活調査」を実施しております。また、援助が必要な方を早期に発見し、その情報を包括で把握し支援する取り組みを実施しています。 |
| 36 | 包括は市の高齢者の総合相談窓口ということだが、現在でも3人に1人が高齢者となっているとのことで、今後高齢者が増え、相談内容が複雑化していくであろうことが推察される。地域住民にとってたよりになり、住み良い町づくりの一環をなしていくためにも、包括の増設とともに、従事する職員の体制を充実し、相談にこたえていくことが必要である。 | 項番1をご参照ください。 |
| 37 | 社会参加により介護予防・フレイル予防の取組を行い、いつまでも東久留米でイキイキと暮らし続けていくことが希望であるが、公共施設の使用が抽選で外れると活動ができない。高齢化にあわせて関係各課との連携をとりながら、活動の場所（公共施設など）が確保できる対応をして欲しい。 | 項番5をご参照ください。 |
| 38 | 東久留米市には特養がわずかしがなく、待機者が多いと聞いて心配になっている。経済的には大変な方が多く、高額で入居できる施設はあっても入居できない。市は企業を守らなくてはと考えているようだが、困っている人への思いやりの気持をもって、特養を建設して欲しい。 | 素案39ページ、市内の特養の整備率は、令和元年度末の北多摩北部圏域の平均が1.60%であるのに対し、本市の整備率は平成29年10月1日現在で1.89%、令和元年度末現在で1.86%となっており、高い水準を維持しております。また、令和2年10月1日現在の市内6か所の特養（総定員数625人）の待機者数は282人（前年同月比49人減）で、減少傾向にあります。近年の特養整備のほか、入退所の稼働率が上がっていることも待機者数の減少傾向の要因と考えております。こうしたことから、中長期的な視点で整備の必要性を検討してまいります。 |
| 39 | 介護労働者が不足している。働く人の条件が悪いからということも理由の一つだと思う。働く条件を国が改悪した。市は国をうのみにせず、自治体の責任で、国に改善の意見書を上げて欲しい。 | 項番20をご参照ください。 |

| 項番 | ご意見の概要 | ご意見に対する市の考え方 |
|----|---|---|
| 40 | 高齢者にフレイル予防体操をボランティアで教えている。コロナ禍での緊急事態宣言中の自粛を経て6月から再開したが、場所取りが困難になっている。フレイル予防には定期的に、継続して一定の運動を続けることが重要であるが、場所取りができないと続けることができない。高齢者はほとんどの方が年金暮らしであることから、安い料金で利用できる公共施設がもっとも必要である。要介護状態にならないよう自助努力で頑張っている高齢者のため、公共施設を増設して欲しい。 | 項番5をご参照ください。 |
| 41 | 包括の認知率が40%というアンケート結果に驚いた。高齢者福祉分野で中核的な役割を果たす包括が知られていない実態を、市として分析する必要がある。広報や情報提供の問題もあるが、一番の問題は、市内に3つという数の少なさと、身近な歩いて行けるような場所にないという設置整備の不十分さが大きいと考える。特に中部と西部は管轄地域が広く、包括からの訪問や高齢者本人、家族の来所も大変である。中学校区に1つの設置が必要であり、高齢者が激増するという未来の対策として計画的な増設が必要である。 | 項番1をご参照ください。 日常生活圏域についてはご意見として承ります。 |
| 42 | 「在宅での介護」は皆が望んでいるが、制度が追い付いていない。貧しいサービスの中、家族等の負担が重くなり、介護疲労や虐待、老々介護の問題も解決されない。介護ヘルパーやケアマネジャー等の確保と増員とスキルアップが求められている。 | 介護ヘルパー等の人材の確保については、介護の入門研修等により広く介護人材の掘り起こしを行っています。また、集団指導、各種研修等を通じて指導、支援を継続してまいります。 |
| 43 | 特養待機者が282人という現状で、今後も減少する見込みがない。都の平均や近隣市との比較で設置率の高さを理由に挙げているが、待機者の現状をどう解決しようとしているのか。282人の待機は、1人1人とその家族にとっては深刻な問題である。有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅が増えており、空きがあることも理由になっているようだが、なぜ空きがあるのか分析されていない。入居費や月々の費用は年金で賄えないほど高額であり、サービスの質にも疑問があると聞く。特養の設置計画を記載すべきである。 | 特養の入所指針は、平成27年度に国において 介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、より重度の要介護状態の方が優先的に入所できるよう、原則として要介護3以上とする見直しがありました（特養以外の施設に関しては、項番22をご参照ください）。また、令和2年10月1日現在の市内6か所の特養（総定員数625人）の待機者数は282人（前年同月比49人減）で、減少傾向にあります。近年の特養整備のほか、国の入所指針の見直しなどにより入退所の稼働率が上がっていることも待機者数の減少傾向の要因と考えております。また、市内の各特養に状況を伺いますと、重度化傾向にある入所者は入所しても短期間で入院するなどして退所となり、結果として待機している申込者から入所者を受け入れる機会が増えた、との声がございます。こうしたことから、中長期的な視点で整備の必要性を検討してまいります。 |

| 項番 | ご意見の概要 | ご意見に対する市の考え方 |
|----|--|---|
| 44 | 高齢者福祉は高い関心事であり、市民全体のテーマである。しかし、今回の説明会は3か所、参加者も少なかったと聞いている。開催の広報が市報に掲載されただけでは、情報提供が十分とは言えない。アンケートの回収率も66%は低い。8割ほどは意見を求めたい。直接悩みを話し合う場や介護保険のことを学ぶ機会が保障されることを求めたい。 | ご意見として承ります。 なお、介護について直接悩みを話し合う場としては、包括が主催する認知症介護者家族会や市民の方が開催する認知症カフェがあります。介護保険の利用方法などのご相談は包括や市（介護福祉課）で実施しております。 |
| 45 | 8期計画対象期間後、特養待機者は現待機者に加えて、いわゆる団塊の世代の多くが要介護対象者となることで急速に増加することが予想される。団塊の世代の高齢化に伴い、年金・医療・介護にわたる制度改悪が押し進められ、消費増税も加わり高齢者の貧困が進行し、家族にも頼れない独居世帯が増えている。こうした中で、特養の充実には憲法25条に基づく社会的に必要不可欠な事業である。特養開所に至るまでの土地や運営法人の確保はもちろん、コロナ禍など感染症や激甚化する自然災害など、対応すべき新たな課題と安全対策を講じた設計、施工等に係る期間や手続き、労力などをふまえれば、第8期計画において特養の新規建設を計画し、着手すべきである。 | 項番29をご参照ください。 |
| 46 | 年金総額の削減が続く中、介護保険料負担が重くなっている。消費税の引き上げによる10%負担が日常生活に重くのしかかり、コロナ禍での医療、衛生、保健等の経費が加わり、定額年金生活者の暮らしは破綻し始めている。近隣自治体でも、所得段階は18～15段階になっており、負担能力に応じた低所得者層への負担軽減がされている。後期高齢者の医療費の窓口負担が倍加されることも考慮し、地方自治の本旨に基づき、介護保険料の負担軽減を実現すべきである。 | 項番4をご参照ください。 |
| 47 | 現在、下里地区の包括はけんちの里内にある。今後の高齢者増を考慮して、西中学校地域にも包括を作るべきである。 | 項番1をご参照ください。 日常生活圏域についてはご意見として承ります。 |
| 48 | 介護保険事業が始まって20年が経過し、様々な問題点も浮上していることから、市として第8期は何に重点的に取り組むのかを明らかにした方がよいのではないかと。介護保険法第1条、第2条にうたわれる「介護の社会化」「自己決定権の尊重」「自立支援」の視点から現状を分析し、市民要望と国の計画との乖離を市としてどう埋めていくかが大切ではないか。 | 前段については、素案でお示しした主な事業と今後の方向性のうち、特に重点的に実施する項目に数値目標を設定することで、計画の「取組と目標」を明らかにし、計画の進捗管理を行う上での指標として活用します。後段については、ご意見として承ります。 |

| 項番 | ご意見の概要 | ご意見に対する市の考え方 |
|----|--|--|
| 49 | 平成28年に厚生労働省が打ち出した「我が事・丸ごと」の地域づくりが、社会福祉法の改正を受けて進められようとしている。「我が事・丸ごと」は地域で支えていくというものであるから、地域の住民と相談して進める仕組みを早急に立ち上げるのが賢明ではないか。 | 社会福祉法の改正等により国から提示された「我が事・丸ごと」地域共生社会の概念についての本計画における考え方は、素案61ページに掲載しているとおりです。高齢者福祉・介護保険の分野で誕生した「地域包括ケアシステム」は、地域共生社会を推進していくにあたり中核的な基盤の一つとなりうるものであることをふまえ、第8期中においては、これまでの地域包括ケアシステムの深化推進の取組を継続していく旨を記載しています。 |
| 50 | 包括の業務が過重になっているように見受けられる。中学校区に1センターを設ける計画にしてはどうか。3か年計画のため、要望課題の多い西部地域から始めることを提案する。 | 項番1をご参照ください。 日常生活圏域についてはご意見として承ります。 |
| 51 | 「我が事、丸ごと」の地域づくりを進めるにあたっては、包括がますます重要になってくる。そして、介護を地域で支えていくには、住民参加の運営協議会が要になる。運営協議会の場に地域ケア推進会議等の内容が逐一報告されるようになると思う。 | ご意見として承ります。 |
| 52 | 今回の新型コロナ対応で社会福祉協議会への関心が高まった。高齢・介護分野でも、社協の役割は大きくなってきている。市の介護保険事業と社協の仕事・活動との関係を市民に分かりやすく説明して欲しい。 | ご意見として承ります。 |
| 53 | 「我が事、丸ごと」の地域づくりは、専門家をしっかりと位置付けた、「まち・ぐるみ・ささえあい」の考え方に変更してはどうか。 | ご意見として承ります。 |
| 54 | 介護報酬の改定による大幅値上げ反対。年金削減、消費増税で、高齢者の暮らしは厳しい。 | 項番20をご参照ください。 |
| 55 | 特養の待機者の実情は切実である。設置、開設までに時間がかかるので、早期に計画を立てて欲しい。 | 項番2をご参照ください。 |
| 56 | 高齢者の暮らしはたいへん厳しい。保険料の値上げはしないで欲しい。 | 項番4をご参照ください。 |

| 項番 | ご意見の概要 | ご意見に対する市の考え方 |
|----|---|---|
| 57 | <p>滝山の2街区、3街区地域では、孤独死が昨年2件あったと聞く。高齢者の緩やかな見守り体制づくりを推進していくためには、身近なところで、気軽に相談できるところが必要である。いざ、介護が必要になったときにどこに相談してよいかわからないということも時々耳にする。包括が総合相談窓口であることが地域に知れ渡っていないようである。包括の増設を計画に記載して欲しい。</p> <p>滝山地域ではURを中心に、包括、滝山団地自治体、社協、白十字訪問看護ステーション、保健生協、日本社会事業大学、薬科大など、情報交換と健康相談会が年2～3回実施され、連絡会も2年目に入っているという。市内には同じようにたくさんの団体を集めて高齢者支援を行っている地域があると思われる。市内の7か所の地域ごとに連携することにより、7か所の包括を回していくことも可能ではないか。認知症サポーターや、グループ活動している市民団体の協力者、商店街、自治会に力を出してもらってはどうか。また、包括の専門職が、これらの連絡会を地域包括ケアとしてサポートするような体制を作って欲しい。市役所だけで回すことはかなわないので、地域の力を借りてよりよいまちづくりを進めて欲しい。</p> | <p>包括の設置については、項番1をご参照ください。</p> <p>包括の周知については、効果的な手法を検討し引き続き行っていきます。</p> <p>高齢者の「みまもり」の体制づくりについては、ご意見のとおり、様々な関係機関との連携・協力を深めていくことが重要であり、そうした視点に立ち、「みまもり協力員、協力機関、協定機関との連携を推進」し、「みまもりの意義について、市民、ケアマネジャー等の福祉関係者へ継続的に普及啓発を実施」（素案59ページ）する旨を記載しています。</p> <p>認知症サポーターの活用については、認知症サポーターステップアップ講座の受講後、地域活動につながっており今後も継続してまいります。</p> <p>包括が地域包括ケアを推進する仕組みのひとつに、地域ケア推進会議（第2層協議体）があり、圏域ごとに自治会や地域の介護、医療関係者と会議を開催し、会議から把握した地域課題について、具体的な解決策、資源開発等を関係機関と連携し実現化しており今後も継続して行ってまいります。</p> |
| 58 | <p>包括は高齢者の砦である。在宅で一人暮らしの高齢者は、病気やケガによりひとりでは生活できなくなることがある。そんな時に包括に電話をし、来てもらっている。高齢者の一人暮らしが増えていて、足腰が悪く、歩くのが困難だったりする。そんな高齢者を支えるのが包括の職員である。包括を増設して欲しい。ケアマネジャーの待遇改善及び増員も同時に進めて欲しい。</p> | <p>項番1及び項番20をご参照ください。</p> |
| 59 | <p>特養待機者が283人いる中、新規建設を計画を立てて欲しい。市は有料老人ホーム等ができてから数は足りていると知っているが、月20万円以上の高額であり、介護体制にも不安があるところには入所できない。現在の有料老人ホームはかなりの空きがあるとのことである。皆が安心して老後を東久留米で迎えられるため、特養の新規計画を記載して欲しい。</p> | <p>項番43をご参照ください。</p> |
| 60 | <p>包括を中学校区に1か所作って欲しい。現在3か所しかない包括の増設は急務である。特に西部圏域の高齢者が増えている。</p> | <p>項番1をご参照ください。</p> <p>日常生活圏域についてはご意見として承ります。</p> |
| 61 | <p>保険料段階を今の13段階から、所得が多い段階を増やし、重い負担を軽減して欲しい。</p> | <p>項番4をご参照ください。</p> |